

| | |
|--------------|---|
| Title | 日本の国際出願に関する調査 : 特に自己指定等について |
| Author(s) | 正井, 純子 |
| Citation | 年次学術大会講演要旨集, 26: 765-768 |
| Issue Date | 2011-10-15 |
| Type | Conference Paper |
| Text version | publisher |
| URL | http://hdl.handle.net/10119/10228 |
| Rights | 本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management. |
| Description | 一般講演要旨 |

日本の国際出願に関する調査：特に自己指定等について

○正井 純子（株式会社フジクラ）

はじめに

国際出願の出願件数は、2006年以降アジア勢の増加が目立つ。特に、中国及び韓国の増加が著しい。日本も外国出願は、国際出願を選択する傾向が強まり、全ての外国出願を、国際出願する出願人もいる、とされている。

その日本では、国際出願をいわゆる自己指定した（以下、自己指定した国際出願という。）場合、国内優先権主張出願として取扱われる（PCT8条(2)、特許法41条、184条の15）。

すると、優先日から1年6月の時点で、国際公開はされるが、原則出願公開は行われない（特184条の9第4項、優先日から約3年経過後、再公表・公表公報が発行される。）。これは直接国際出願の後、日本国へ移行するケースも、同様である。

現在、これら自己指定した国際出願は、再公表・公表公報を検索することが多い。しかし、発明の重要性の点からは、より早期に確認することが望まれる。そこで、これら国際出願の動きやその特徴を検討する。

【目次】

1. 主要国の国際出願の推移
2. 日本の国際出願の動き
 - 2-1. 日本出願に対する国際出願
 - 2-2. 自己指定した国際出願
 - 2-2-1. 自己指定の定義
 - 2-2-2. 自己指定の調査
3. 直接国際出願→日本国移行
4. まとめ
5. 参考文献

【内容】

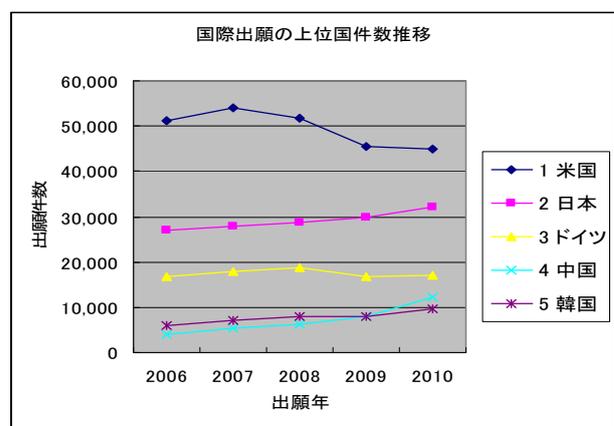
1. 主要国の国際出願の推移

2006～2010年の上位5カ国の国際出願の推移を示した(表1、図1)。日本の国際出願は、2010年が2006年と比較して、約20%増加している。

次に中国は、2010年が2006年の3倍、そして韓国は、2010年が2006年の1.5倍に増加している。アジア諸国の積極的な姿勢が、明らかになっている。一方米国とドイツは、2008年頃から減少に転じており、アジア諸国とは対照的な動きを示している。

【表1】2006～2010年の国際出願数の上位5カ国

| | 国 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|---|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | US | 51280 | 54043 | 51637 | 45618 | 44855 |
| 2 | JP | 27025 | 27743 | 28760 | 29802 | 32156 |
| 3 | DE | 16736 | 17821 | 18855 | 16797 | 17171 |
| 4 | CN | 3942 | 5455 | 6120 | 7900 | 12337 |
| 5 | KR | 5945 | 7064 | 7899 | 8035 | 9686 |



【図1】表1データの推移のグラフ

(http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2011/article_004.html#annex1から作成。)

2. 日本の国際出願の動き

まず、日本出願に対する国際出願の動きを、概観する。

2-1. 日本出願を基礎とした国際出願

日本国を受理官庁とする国際出願は、日本出願を基礎とするものがほとんどである。最初に、日本出願を基礎とした国際出願数とその割合を調べた(表2)。

例えば、2004年の日本出願を基礎とした国際出願は23342件であった。そして、その年の日本出願数(423081件)に対する割合は、5.5%となる。同様に2007年、2009年は下記の通りであった(表2)。

【表2】日本出願に対する国際出願数とその割合

| 日本の出願年 | 2004 | 2007 | 2009 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 日本の出願 | 423081 | 396291 | 348596 |
| 日本出願を基礎とする国際出願 | 23342 | 26424 | 24092 |
| 日本出願に対する国際出願の割合 | 5.5% | 6.7% | 6.9% |

(検索方法は、下記2-2-2.(2)に基づく。)

以上のように、日本出願を基礎とした国際出願は、約2万件/年が出願され、日本出願に対する割合が6~7%程度であった。この割合は、徐々に増加(表2)しており、日本の国内出願数が減少する一方で、国際出願を重視する傾向が示されている。

2-2. 自己指定した国際出願

通常国際公開では、自己指定の有無を判別できない。そこで、自己指定の動きの把握を目的とし、自己指定した国際出願について調べる。

まず、日本出願を基礎として国際出願をする場合、日本国への出願の方法は、次の2通りである。

(i)自己指定する。

(ii)自己指定はせずに、別途国内優先出願をする。

今回は、(i)の自己指定した国際出願の動きを、調べる。

2-2-1. 自己指定の定義

自己指定とは、基礎の国内出願に基づき、パリ優先権主張した国際出願である(PCT8条(2))。日本出願を基礎とした国際出願が、日本国の指定を取り下げなければ、自己指定となり、国内優先権主張出願として取扱われる(特許法41条、184条の15)。

2-2-2. 自己指定した国際出願の調査

(1) データベースと検索項目

現在の国際出願は、全指定の取扱いになった関係で、国際公開された出願は、自己指定の有無両方の出願が含まれている。そこで、基礎出願国への移行により自己指定した、と判断することにする。

検索には、指定国への移行情報を有するデータベースとして、patentscope®(WIPO提供)*を用いる。この移行情報を用いて、日本国へ移行した出願を自己指定した国際出願として、カウントする。

具体的には、表3の①~③の検索項目を用いる。

(*=<http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>)

【表3】調査に用いる検索項目名

| 目的 | 検索項目(入力) |
|------------|----------------------------|
| ①優先権主張年 | Priority Date(2004*) |
| ② 優先権主張国 | Priority Country(JP) |
| ③指定国への移行情報 | NatioanalPhase Country(JP) |

(2) 日本を自己指定した国際出願の検索

具体的に下記の問いを、検索を検討する。

【問1】

2004年の日本出願を基礎とした国際出願のうち、自己指定の件数とその割合は?

(ア) まず、2004年の日本出願を基礎とした国際出願数を検索する。

検索式=①×②=23342件
が、ヒットした。

(イ) 次に、(ア)の23342件に対して、日本を指定国として移行した件数を、検索する。

検索式=①×②×③=10257件
が、ヒットした。

(ウ) 2004年の日本出願を基礎とした国際出願23342件の内、日本国を指定国として移行した件数が、10257件であり、この割合は、以下の通りである。

$$\frac{10257}{23342} = 43.9\%$$

国際出願のうち、約40%が自己指定した割合になる。同様に、他の出願年を調べた。**結果は、以下の通りである(表4)。

【表4】日本の国際出願における自己指定の割合

| 日本出願年 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 日本出願を基礎とした国際出願 | 23342 | 24978 | 25074 | 26424 |
| 日本への移行 | 10257 | 10828 | 9500 | 9756 |
| 自己指定の割合 | 43.9% | 43.4% | 37.9% | 36.9% |

(**=移行可能期間の30月を考慮すると、移行手続きが終了の出願年は、2007年と考えられる。)

(3)他国の自己指定の割合

日本と比較する為、米国についても行った。結果は、以下の通りである(表5)。

【表5】米国の国際出願における自己指定の割合

| 米国出願年 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 米国出願を基礎とした国際出願 | 61493 | 54872 | 60825 | 64353 |
| 米国への移行 | 10797 | 10022 | 11529 | 11126 |
| 自己指定の割合 | 17.6% | 18.3% | 18.9% | 17.3% |

以上のように、自己指定する国際出願は、日本出願を基礎とした国際出願2万件のうち、1万件前後で

あり、国際出願における割合が、約40%であった(2004~2007年)。(残りの約60%は、自己指定せずに別途国内出願する割合、ということになる。)

そして、これらの日本出願全体に対する割合は、**約2.5%**(日本出願2007年分(6.7%(表2)×37%(表4)=2.5%))になる。

また、日本出願の国際出願に対する自己指定の割合は、約40%で、これは米国の18%程度と比べ高い値であり、日本の出願人は、自己指定を良く利用していることになる。

その理由としては、日本は自己指定することで国内優先出願扱いになることや、出願管理の簡便性若しくは審査請求費用の削減等が、考えられる。

一方では国内出願の権利化は移行手続きにより遅くなる傾向がある。

尚、自己指定の割合が減少傾向にあるのは、この点が背景にあるものとも考えられる。

尚、米国では、国際出願に対する自己指定割合が平均18%でこれは日本と比較するとかなり低い値である。その理由としては、米国には、国内優先権制度や審査請求制度も無いことから、国内出願した方が早期に権利化が可能と考えられる。

(4) 自己指定した国際出願の発明分野毎の件数

下記に、2007年出願の日本移行した9756件をIPC分類ごとの件数を示した(上位11位まで、図2)。

International Applications by IPC subclass

| IPC | IAs |
|---------|------|
| 1 H01L | 1277 |
| 2 A61K | 878 |
| 3 A61P | 683 |
| 4 G02B | 532 |
| 5 G06F | 490 |
| 6 G01N | 483 |
| 7 G02F | 463 |
| 8 C08L | 412 |
| 9 H04N | 401 |
| 10 C07D | 396 |
| 11 C12N | 374 |

【図2】2007年自己指定無し国際出願のIPC分類(patentscopeの分析システムによる。)

(5) 自己指定無し国際出願の発明分野毎の件数

下記に、2007年の日本の自己指定無し国際出願16668件(26424-9576件=16668件(別途国内出願した推定される。))をIPC分類ごとの件数を示した(上位11位まで、図3)。

International Applications by IPC subclass

| IPC | IAs |
|---------|------|
| 1 H01L | 1750 |
| 2 H01M | 813 |
| 3 G02B | 755 |
| 4 H04N | 735 |
| 5 G02F | 710 |
| 6 G06F | 567 |
| 7 A61K | 535 |
| 8 G01N | 477 |
| 9 C08L | 464 |
| 10 A61B | 381 |
| 11 B01D | 379 |

【図3】2007年日本(自己指定無)国際出願のIPC分類(同上)

以上のように、自己指定する出願若しくは、自己指定無しの出願の2種類を技術分野毎の傾向を調べる為、国際特許分類(IPC)別に分類別にした(図2, 3)。

まず、両方を通じて、H01L(半導体装置)サブクラスが、首位にある。これは、出願件数の大きな分野であり、自己指定の有無による傾向の違いは無いようである。

そして自己指定する出願では、A61K(医薬等組成)、A61P(医薬品等組成の治療)、C07D(複素環化合物)、C12N(遺伝子工学)等サブクラスが、上位に含まれていた。これらは医薬品に関連する発明であり、自己指定をする傾向が高い理由としては、医薬品は全世界各国へ広範囲に出願する可能性が高いことから、出願管理の点から日本も自己指定扱いする傾向が高いと考えられる。

3. 直接の国際出願→指定国:日本への移行出願

自己指定による場合の他に、直接の国際出願→日本国移行のケースがある。その動きを調べた。

(1) 検索項目

検索項目は、表8の4つを用いる。

【表8】検索に用いる検索項目

| 検索目的 | 検索項目名(入力) |
|---------|-----------------------------|
| ①国際出願年 | application Date(2005*) |
| ②日本受理官庁 | application number(PCT/JP*) |
| ③指定移行国 | NatioanalPhase Country(JP) |
| ④優先権主張国 | Priority Country(JP) |

具体的に下記の問いを、検索を検討する。

【問2:】
2005年に日本国受理官庁へ国際出願した後、日本国へ移行した件数は?

(ア) まず日本国を受理官庁として、パリ優先権主張無しで国際出願された件数を調べる。

検索式=①×②NOT④=2807件
が、ヒットした。
(NOT④により優先権主張を有する出願を除く。)

(イ) 次に、上記の2807件から日本国へ移行した件数を調べる。

検索式=①×②×③ NOT ④=1865件
が、ヒットした。

これが直接国際出願され、日本国へ移行した件数である。

(ウ) 同様に、2004、2006～2007年を調べた(表9)。

【表9】直接国際出願からの日本国移行した出願

| 国際出願年 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
|--------------------|------|------|------|------|
| 日本受理官庁 (PR:JP除) | 2408 | 2807 | 3361 | 4170 |
| 日本への移行 | 1634 | 1865 | 2048 | 2663 |

以上のように、直接国際出願された後日本へ移行する出願が、平均2000件前後あった。これを自己指定分の1万件(表4)と合計すると、日本での出願でありながら出願公開されずに、再公表(公表)の件数は、約1.2万件/年になる。

(2) 直接の国際出願の発明分野毎の件数

下記に、2007年日本受理官庁への出願4170件のIPC分類件数を示した(上位11位まで、図4)。

International Applications by IPC subclass

| IPC | IAs |
|---------|-----|
| 1 G06F | 538 |
| 2 H01L | 321 |
| 3 H04L | 298 |
| 4 G11B | 238 |
| 5 H04N | 210 |
| 6 H04B | 196 |
| 7 A61K | 117 |
| 8 G01R | 109 |
| 9 G01N | 105 |
| 10 H01J | 103 |
| 11 H05K | 101 |

【図4】2007年直接国際出願のIPC分類(同上)

以上のように、直接国際出願の技術分野では、G0

6F(電氣的デジタルデータ処理)サブクラスはが多い(図4)。H01L(半導体装置)が次いている。G、Hセクションがほぼ上位を占めている。このように物理・電気系分野が直接国際出願をする理由は、医薬品等発明のように基礎出願後に実施例を追加することは少なく、発明完成と同時に外国出願を念頭にいた国際出願がし易いものと考えられる。

4. まとめ

以上のように日本では、近年、国際出願が積極的に用いられ、欧米諸国とは異なり、増加傾向にあった。

そして自己指定は、全体的には減少傾向にあるようであるが、技術分野毎に特徴的に利用されていることが確認された。

今後更なる国際化が進む中で、益々国際出願は重要となり、多岐な利用方法が活発化するものと考えられる。

また日本国内では、早期審査等が増加しており、公表前に審査が進行している出願も増える可能性がある。早期に国際出願特に、自己指定された国際出願等の確認が大切になっていくと考えられる。

5. 参考文献

[1] 下道晶久「出願人の為の特許協力条約」、パテント、(2009)7～13

以上